

伊賀都市計画区域の変更（統合）と上野都市計画「区域区分」の変更（廃止）に関する都市計画について

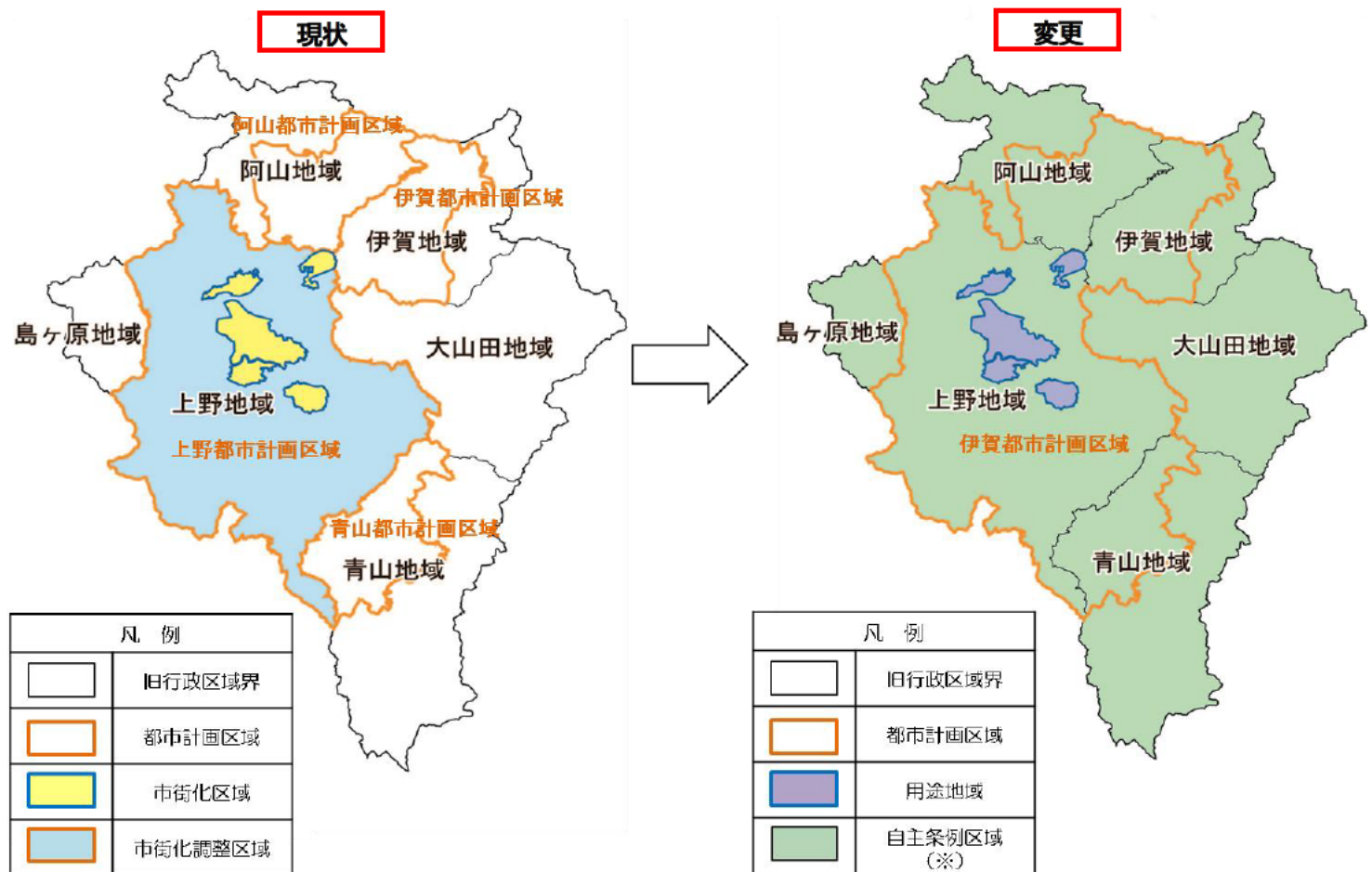
三重県及び伊賀市では、平成16年11月の市町村合併に伴う「伊賀市」誕生後も存続している、現行の上野、伊賀、阿山及び青山の各都市計画区域を統合するとともに、上野都市計画「区域区分（市街化区域と市街化調整区域との区分）」を見直す作業を進めてきました。

このたび、都市計画区域の変更（統合）と都市計画「区域区分」の変更（廃止）の日が決まりましたので、お知らせします。

- 都市計画区域の変更 : 平成30年4月2日（月）
- 都市計画の変更 : 平成30年4月2日（月）

都市計画区域の統合、上野都市計画区域区分の変更（廃止）の概要

- ・伊賀市内に4つある都市計画区域（上野、伊賀、阿山、青山）を1つに統合して伊賀都市計画区域とします。
- ・上野都市計画区域に設定されている区域区分（市街化区域と市街化調整区域との区分）を廃止します。
※用途地域は、存続します。
- ・伊賀市は、伊賀市全域に「伊賀市の適正な土地利用に関する条例」を施行します。
- ・伊賀市内は、都市計画区域外も土地利用条例の対象となり、条例の対象となる行為について、伊賀市に対し条例に基づく届出や許可が必要となります。



※自主条例（伊賀市の適正な土地利用に関する条例）は、伊賀市が施行します。

問い合わせ先：三重県 県土整備部 都市政策課（都市計画班）

電話：059-224-2718 E-mail: toshiki@pref.mie.jp

※「伊賀市の適正な土地利用に関する条例」についての問い合わせは、下記までお願いします。

伊賀市 建設部 都市計画課

電話：0595-43-2315 E-mail: tokei@city.iga.lg.jp